

久喜市身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員要綱の一部を改正する
告示

久喜市身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員要綱（平成24年久喜市告示第319号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市障がい者等相談員要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、障がい者等の福祉の向上に資するため、障がい者等又はその家族からの相談に応じ、必要な助言及び関係機関と連携して問題解決にあたる身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び難病患者相談員（以下「相談員」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

第9条を第10条とする。

第8条第1号中「障がい者」を「障がい者等」に改め、同条第2号中「身体障がい者・知的障がい者相談員証」を「障がい者等相談員証」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「関係機関」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1号ウ及びエを削り、同条第2号ウ及びエを削り、同条に次の1号を加える。

（3） 難病患者相談員

ア 難病患者の家庭における養育及び生活等に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

イ 難病患者への障害福祉サービスの利用及び就学、就職等に関する事項について、関係機関と連携して問題解決にあたること。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条に次の1号を加える。

(3) 難病患者相談員 2人以内

第3条を第4条とする。

第2条中「障がい者」を「障がい者等」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この告示において「障がい者等」とは、身体障がい者、知的障がい者及び難病患者をいう。

2 この告示において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

3 この告示において「知的障がい者」とは、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第7項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条第3項の規定により知的障がいがあると判定された者をいう。

4 この告示において「難病患者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病がある者をいう。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

(表)	
障がい者等相談員証	
第	号
久喜市身体障がい者 久喜市知的障がい者 久喜市難病患者	相談員であることを証明する。
氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>
	年 月 日発行
	久喜市長 印

(裏)	
注意	
1 この相談員証は、相談員の業務を行うときは常に携帯すること。	
2 この相談員証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。	
3 この相談員証は、解任されたとき、又は任期が満了したときは、速やかに返還すること。	
4 この相談員証の有効期間は 年 月 日とする。	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。